

納税証明書の提示が原則不要になります

●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎(248)1114

▼車検用納税証明書の提示について

軽自動車税(種別割)の納税情報について、令和5年1月から軽自動車検査協会で電子的に確認できるようになるため、車検のときに継続検査窓口で車検用納税証明書を提示することが原則不要となります(ただし、二輪の小型自動車を除く)。

また、これまで車検用納税証明書を紛失した場合に必要な車検用納税証明書の再交付の手続きも不要となります。

詳しくは、地方税共同機構のホームページをご覧ください。



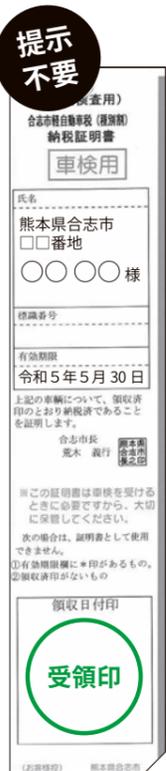
<https://www.lta.go.jp/jidousya/>

▼注意点

納付直後や対象車両に過去の未納があるときなど、車検用納税証明書が必要になる場合があります。



車検



人権よもやま話

地域の人権相談パートナー



人権擁護委員
山田 千代美さん

子どもが大好きな3つのタイ「て」存じですか。「認めてもらいたい」「ほめてもらいたい」「役に立ちたい」だそうです。

3つのタイを活用する簡単な方法は手伝いで、失敗を繰り返し、自分で工夫することで成長につながるそうです。

「いつもありがとう」「助かったよ」「頼りにしているよ」大人でもこのような言葉をかけられると嬉しくなります。完璧にできなくても自分ができることが誰かの役に立って認められたら、自信につながり、次はもっと工夫してみようと努力します。

いつしかそこは、自分らしさを表現できる「居場所」になっていきます。目に見えない心に痛みを抱えている人にとって、自分を認めてくれる人がいる「居場所」は心のゆとりにつながると思っています。

昨今のコロナ禍で外出が減り、仲間との交流する機会が減少していま



問い合わせ先
人権啓発教育課
啓発教育班
☎(248)2399

す。なんだか心が不安定だと思っ日々が続いているのは、この「居場所」がなくなってしまっているからだと感じました。

人権は大切なものだけど、堅苦しくて難しいものと思う人がたくさんいると思います。分かりやすく言うと、人権とは誰でも思いやりの心をもって接し、手を差し伸べ、周りの人と仲良くすることです。

「優しさ」に勝るものはない」「君の存在は代わるものがなく、とても愛されていて、この世界に君にしかできないことがある」心がほぐれる絵本の中で見つけた言葉です。

まだコロナ前のように気軽に人と交流できませんが、この機会にまずは自分で自分のことを認めて、大切にすることを始めるのもいいかもしれません。自分が人から大切にされた経験は、人にも優しくすることを育みます。さらに人に優しくすることで相手も自分に「優しさ」を返してくれます。「この思いやりの連鎖から、あなたの「居場所」が増えて、笑顔で過ごせる人が増えることを願っています。

ユーパーレス 弁天

ゲームコーナー刷新 肉まん販売はじめました

ゲームコーナーにUFOキャッチャーを増台しました。売店のソフトクリーム券など、弁天ならではの景品を導入しています。売店ではホットなおいしい肉まんも販売中です。



営業時間
温泉 / 午前10時～午後11時
プール / 午前10時～午後9時
トレーニングジム / 午前10時～午後9時
レストラン / 午前11時～午後9時
問い合わせ先 / 野々島 2441-1 ☎ 348-2626
ホームページ / <https://u-benten.com/>

休館日 毎月第2・4木曜日

営業時間



クラッシーノ News

7周年の感謝を込めて 誕生7周年祭

2月11日(土・祝)～12日(日)

おかげさまで、クラッシーノ・マルシェはオープンから7年を迎えます。皆様への感謝を込めて、プレゼントなど楽しいイベントをご用意しておりますので、ぜひお越しください!

2月3日(金)は節分

特製恵方巻 事前予約受付中

生産者の手づくり恵方巻や、鮮魚部の海鮮巻、惣菜部の4本セットなどを販売。予約は店内で受け付けます。

54マルシェ開催日のお知らせ 各日午前10時～午後3時
1月9日(月・祝)、22日(日)、2月11・12日(土・日)

●問い合わせ先
フードラボ合志(担当福山) ☎090-1761-4840

クラッシーノ・マルシェ
午前9時～午後7時
定休日 1月12日(木) 2月9日(木)
生産者(野菜・果物・弁当・加工品)募集中
問い合わせ先
一般社団法人クラッシーノこうし
☎ 342-5554 Fax 342-5550

営業時間

Instagram
情報発信中



KLASSINO.MARCHE

こんにちは

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(総務課内) ☎(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

「老人ホームなどの入居権を譲って」という電話は詐欺です

相談事例

「老人ホームが近くにできる。入居資格があなたにある」と電話があった。老人ホームに入る気はないからその権利を譲ってくれないか」と言ってきた。怪しいので電話を切った。詐欺の手口なのだろうか。

(70代 女性)

相談者への対応

もし譲渡を承諾した場合、老人ホーム職員や弁護士などをかたり「譲渡は犯罪」などといって高額な料金を請求する詐欺の手口であること説明しました。

アドバイス

複数の人物が登場する手口を「劇場型詐欺」と言います。

「権利を譲って」「名義を貸して」「高値で買い取る」「入居したい人が入居できず困っている」などと親切心を利用し話を持ち掛けます。不審な電話は相手にせず「お断り

します」と言ってすぐに電話を切りましょう。話を聞くと相手のペースに乗せられ断りにくくなります。留守番電話機能や発信番号表示機能を利用する方法もあります。万が一、名義貸しを承諾すると弁護士などを騙り「名義貸しは違法だ。犯罪だ」といって「解決金」などの名目で金銭を要求してくる場合があります。うその入居権に関して、「名義貸し」を心配する必要はありません。

一度支払ってしまうと、いろいろな理由をつけて次々にお金を要求してきます。だまされたと分かった時には事業者と連絡が取れないケースが多く、被害回復は非常に困難です。

トラブルに遭った場合や不安に思ったら消費生活センターへご相談ください。



▲消費生活センター